



ビザ申請料金の払い戻しと免除

ビザ申請料金の払い戻し

COVID-19 [新型コロナウイルス] 関連の渡航規制により影響を受けたビザの申請や延長に料金を支払っていた方は、Visa Application Charge (VAC : ビザ申請料金) の払い戻しまたは免除措置を受ける資格を有している場合があります。

VAC の払い戻しを申請できるのは、もとの VAC 領収書に「Payer [支払人] 」として記載されている方のみです。

払い戻しは、[COVID-19 travel restrictions VAC refund request form \[COVID-19 渡航規制 VAC 払い戻し申請書\]](#) を使用して申請してください。

VAC 払い戻し措置に関するその他の情報は、[Getting a refund \[払い戻しを受ける\]](#) の項で確認してください。

自身のビザについての詳細やビザ条件は、[VEVO](#) を利用して確認することができます。

一時就労技能者補充ビザ (サブクラス 482) または一時就労 (技能者) ビザ (サブクラス 457)

オーストラリア国外にいて、2020 年 2 月 1 日以降に Temporary Skill Shortage [一時就労技能者補充] ビザもしくは Temporary Work (Skilled) [一時就労 (技能者)] ビザを保有していたものの、その後当該ビザが失効してしまったという方は、以下のいずれかの条件を満たしている場合に、つぎに一時就労技能者補充ビザ (サブクラス 482) を申請する際に VAC 免除措置を受けることができます :

- 新型コロナウイルス関連の渡航規制のために、ビザが失効する前にオーストラリアに入国することができなかった

- オーストラリアに渡航した後に出国したが、新型コロナウイルス関連の渡航規制のために、ビザが失効する前にオーストラリアに再入国することができなかった

なお、上記の VAC 免除措置申請者は、有効なノミネーション（指名職種の審査）を受けていなければなりません。また、この免除措置の申請は 2022 年 12 月 31 日までに提出しなければなりません。

ワーキングホリデーメーカービザ保有者

Working Holiday Maker (WHM : ワーキングホリデーメーカー) ビザ保有者で、2022 年 1 月 19 日から 2022 年 4 月 19 日の期間中にオーストラリアに到着する方は、VAC の払い戻しを受ける資格を有しています。詳細は、[Getting a refund \[払い戻しを受ける\]](#) の項で確認してください。

以下の条件をすべて満たしている方は、nil VAC [VAC 無し]（無料）でオーストラリア国外から WHM ビザのオンライン申請、または VAC の払い戻しを申請することができる可能性があります：

- 新型コロナウイルスにより影響を受けた WHM ビザを 2020 年 3 月 20 日より前に発給されていた
- 当該ビザが 2020 年 3 月 20 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間中、ビザ保有者がオーストラリア国外にいる間に失効した
- 当該の WHM ビザでオーストラリアに渡航しなかった、または WHM ビザが失効する前にオーストラリアを出国した

条件を満たしていれば、2021 年 7 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの期間中、オーストラリア国外から VAC 無し WHM ビザをオンラインで申請できます。詳細は、[Working holiday Maker program - latest news \[ワーキングホリデーメーカー・プログラム-最新情報\]](#) の項で確認してください。

VAC 無し WHM ビザをオーストラリア国外から申請するための年齢条件を満たすことができなくなってしまったという方は、VAC の払い戻しを申請することができます。VAC の払い戻しを申請する方は、[COVID-19 travel restrictions VAC refund request form \[COVID-19 渡航規制 VAC 払い戻し申請書\]](#) を使用してください。なお、当省が払い戻し申請を拒否した場合、見直し・再審査は行われません。

また、オーストラリア国外からの VAC 無しビザの申請および VAC 払い戻しの申請は、2022 年 12 月 31 日までに提出しなければなりません。

2022 年 3 月 5 日から、その時点でオーストラリア国内に滞在していて申請条件を満たしている方は、VAC 無し WHM ビザを国内から申請することができます。オーストラリア国内からの VAC 無し WHM ビザの申請資格やビザ要件についての詳細は、[Latest News](#)

[\[最新情報\]](#) の項で確認できます。年齢条件を満たすことができなくなってしまったためにオーストラリア国内から VAC 無しビザ申請をする資格を有していないワーキングホリデーメーカーの方は、VAC 払い戻し措置を受けることができません。

学生ビザ保有者

当省は、2020 年 2 月 1 日以降に Student [学生] ビザを保有していた方が新型コロナウイルスの影響により当初のビザ有効期間中にコースを修了できなかった場合、そのような学生が新たに学生ビザの申請を提出することができるように、当該のビザ申請料金を免除します。この措置の対象には、以下のような学生が含まれます：

- 渡航規制によりオーストラリアに入国することができなかったために、履修を延期した学生
- 履修形態をパートタイムにすることを強いられた学生
- 労働現場での訓練もしくは研修課程を終えることができなかった学生

この措置は、通常の原因（成績が悪くコース修了や教科の単位取得ができなかった、個人的な理由でコース履修を延期した、自発的にパートタイム履修にした、という場合を含む）で新たに学生ビザを申請する留学生への適用を意図したものではありません。

学生ビザ申請料金の免除措置を申し込んで審査を受けるためには、学生ビザを申請して、留学先の教育機関により記入された [Form 1545 COVID-19 Impacted Student](#) [\[用紙番号 1545 COVID-19 に影響を受けた学生\]](#) を添付しなければなりません。

学生ビザの申請料金免除措置をオーストラリア国内から申し込む場合は、まず料金免除措置についての確認を行わなければならないため、ブリッジングビザが自動的に発給されることにはなりません。

また、免除措置の対象となるのは、そのビザの VAC のみです。

さらに、オーストラリア国外にいる学生ビザ保有者で、2022 年 1 月 19 日から 2022 年 3 月 19 日までの期間中に到着する方は、VAC の払い戻しを受ける資格を有している可能性があります。VAC 払い戻しの申し込み方法についての詳細は、[Getting a refund \[払い戻しを受ける\]](#) の項で確認してください。

訪問ビザ（サブクラス 600）

以下の条件を満たしている方は、新たな [Visitor \[訪問\] ビザ（サブクラス 600）](#)（ただし Frequent Traveller ストリーム [中華人民共和国国籍者で頻繁に渡航する方を対象としたもの] を除く）を無料で申請することができます（VAC 免除措置）：

- オーストラリア国外にいて、なおかつ

- 以下のいずれかに該当する訪問ビザ（サブクラス 600）を現在保有している、もしくは過去に保有していた：
 - 2020年3月21日より前に、当省がオーストラリア国外で発給したビザ
 - 2020年3月20日から2022年6月30日までの期間中に失効した、または失効するビザ
 - 複数回入国が可能なビザまたは一回の入国のみが認められているビザで、それがオーストラリアへの渡航に使用されていないもの

この措置を希望する方は、当該の新たなビザを [ImmiAccount](#) を通してオンラインで 2022 年 12 月 31 日までに申請しなければなりません。

その際、オンライン申請書上で、新型コロナウイルス関連の渡航規制により影響を受けた訪問ビザを以前保有していた旨を当省に伝えるようにしてください。VAC 免除措置の適用資格を当省が確認した場合、当該ビザ申請者は申請時に VAC を支払う必要はありません。

なお、VAC 免除措置を利用した申請は、1 回のみしか認められていません。また、当省がビザ発給を拒否した場合でも、2 回目の VAC 免除を受けることは認められません。

婚約者ビザ保有者

2020 年終盤／2021 年初頭に、新型コロナウイルス関連の渡航規制によりオーストラリアに入国することができなかった Prospective Marriage [婚約者] ビザ（サブクラス 300）保有者や、以前このビザを保有していた方、そして同ビザを申請中の方を支援するために、ビザ条件等が変更されました。

2021 年 10 月 29 日には、ビザ有効期限の再延長措置や、VAC（ビザ申請料金）払い戻し措置も導入されました。これらの支援策は、新型コロナウイルス関連の渡航規制により、依然としてオーストラリアへの入国が困難な婚約者ビザ保有者を対象としています。

ビザの延長

2020 年 12 月 10 日、同日にオーストラリア国外にいて、2020 年 10 月 6 日から同年 12 月 10 日までの期間中のいずれかの時点で婚約者ビザを保有していた方（同日の時点で有効な同ビザ保有者を含む）のビザの有効期間が、2022 年 3 月 31 日まで延長される措置が取られました。

2021 年 10 月 29 日には、2021 年 9 月 15 日の時点でサブクラス 300 のビザを保有し、オーストラリア国外にいた婚約者ビザ保有者のビザの有効期間が、2022 年 12 月 31 日まで延長される措置が取られました。

自身のビザについての詳細やビザ条件は、[VEVO](#) を利用して確認することができます。

ビザの延長措置を受けた方を対象とした、ビザ申請料金の払い戻し

新型コロナウイルス関連の渡航規制が、当該の婚約者ビザ保有者のオーストラリアへの渡航の可否およびパートナーとの婚姻の可否に影響を与えた場合については、VAC（ビザ申請料金）の払い戻しが行われています。

2020年12月10日に婚約者ビザの有効期間延長措置を受けた方については、以下の条件を満たしていれば、当該VACの支払人がVACの払い戻しを申請することができます：

- 2020年12月10日より後に同ビザの保有者としてオーストラリアに渡航していないこと
- 上記に加え、払い戻し申請時につぎのいずれかの状態であること：
 - 同ビザが失効している、もしくは保有者自身の要請で取り消されている
 - 婚約者ビザがその時点でまだ有効であり、保有者が大臣に自身のビザの取り消しを申請済みである

2021年10月29日に導入されたビザ条件等変更の一環として婚約者ビザの有効期間延長措置を受けた方については、以下の条件をすべて満たしていれば、当該VACの支払人がVACの払い戻しを申請することができます：

- ビザ保有者が2021年9月15日の時点で同ビザを保有していて、オーストラリア国外にいた
- 2021年9月15日より後に同ビザの保有者としてオーストラリアに渡航していない
- 払い戻し申請時に、保有者による大臣へのビザの取り消し申請を受けて同ビザが失効済みである

通常、VACの払い戻しを申請できるのは、もとのVAC領収書に「Payer [支払人]」として記載されている方のみです。なお、払い戻し申請は2022年12月31日までに提出しなければなりません。

自身の婚約者ビザがまだ有効な状態である場合は、払い戻し申請をする前に、自身の [ImmiAccount](#) 上で自らの Prospective Marriage [婚約者] ビザ（サブクラス 300）の取り消しを申請しなければなりません。

VAC 払い戻し措置の対象となるための条件を満たしている方は、[COVID-19 travel restrictions VAC refund request form \[COVID-19 渡航規制 VAC 払い戻し申請書\]](#) を使用してください。

以下のような場合には、VACの払い戻しを受けられません：

- 婚約者ビザが大臣により取り消された場合（ただしビザ保持者が自ら取り消しを申請した場合を除く）

- 婚約者ビザ保有者が Partner [パートナー] ビザ（サブクラス 801）を申請しており、その際に婚約者ビザを保有していたことを理由にパートナービザ申請のために支払われた VAC が減額されていた場合
- 婚約者ビザが失効した際に、当該ビザ保有者自身またはその保証人が、婚姻の意志がなくなったことを当省に通知していた場合

過去に婚約者ビザを保有していた方およびオーストラリア国内でパートナーと婚姻することができない方を対象とした、ビザ申請料金の払い戻し

2020年3月20日から2020年10月5日までの期間中に婚約者ビザが失効した方については、当該ビザの失効時にビザ保有者がオーストラリア国外にいたのであれば、ビザ申請時の VAC（ビザ申請料金）支払人が VAC 払い戻し措置の対象となる可能性があります。

また、当該の VAC 支払人は、ビザ保有者のビザが既に失効していて、保有者が新型コロナウイルス関連規制のためにビザの失効前にオーストラリアでビザの保証人と婚姻することができなかった場合にも、VAC 払い戻しを受ける資格を有している可能性があります。婚姻の妨げとなった規制の例としては、隔離義務や州によるロックダウン、または他州への移動規制などが含まれます。当該の VAC 支払人は、ビザ保有者が同ビザを利用してオーストラリアに渡航し、以下のいずれかの条件を満たしている場合に、こうした条件のもとで払い戻しを受けられる可能性があります：

- ビザ保有者のビザが、2020年3月20日から2020年10月5日までの期間中、保有者がオーストラリアに滞在している間に失効した
- ビザ保有者のビザが2021年9月10日の時点では有効だったが、払い戻し申請時には失効していた

なお、婚約者ビザ保有者が以下のような新型コロナウイルス関連規制による制限を理由として保証人と婚姻しなかった場合、払い戻しは受けられません：

- 規制により、予定していた結婚式への参加人数が制限された
- 規制により、参加者または特定の参加者が、予定していた結婚式に出席できなくなった
- 規制により、予定していた結婚式が婚約者ビザ保有者とその保証人が望んでいた日時や場所で開催できなくなった

通常、VAC の払い戻しを申請できるのは、もとの VAC 領収書に「Payer [支払人]」として記載されている方のみです。VAC 払い戻し措置の対象となるための条件を満たしている方は、[COVID-19 travel restrictions VAC refund request form \[COVID-19 渡航規制 VAC 払い戻し申請書\]](#) を使用してください。

以下のような場合には、VAC の払い戻しを受けられません：

- 婚約者ビザが大臣により取り消された場合（ただしビザ保持者が自ら取り消しを申請した場合を除く）
- 婚約者ビザ保有者が Partner [パートナー] ビザ（サブクラス 801）を申請しており、その際に婚約者ビザを保有していたことを理由にパートナービザ申請のために支払われた VAC が減額されていた場合
- 婚約者ビザが失効した際に、当該ビザ保有者自身またはその保証人が、婚姻の意志がなくなったことを当省に通知していた場合

過去に婚約者ビザを保有していた方がその後あらためて婚約者ビザもしくはパートナービザを申請した場合、そのようなビザ申請は優先的に審査されます。申請の審査にかかる時間の長さは、その申請に不備がないかどうかや、すべてのビザ要件が満たされているかどうかにより左右されます。

婚約者ビザを申請中の方

婚約者ビザを申請中で、新型コロナウイルス関連の渡航規制のためにオーストラリアに入国することができない方を支援するために、2021年2月27日以降に発給された婚約者ビザは、有効期間が9ヵ月から15ヵ月の間のいずれかの期間に設定される措置が取られることがあります。この措置は、それまでの9ヵ月という標準化された画一的な有効期間からの変更を意味します。2021年2月27日以降に発給された婚約者ビザの具体的な有効期間は、当該ビザ申請者の状況により左右されます。

自身のビザについての詳細やビザ条件は、[VEVO](#) を利用して確認することができます。